

防府市ホームページ管理運営要綱

平成16年4月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、防府市ホームページ（以下「HP」という。）の管理運営について、必要な事項を定める。

(管理運営方法)

第2条 本市HPについての管理運営は、以下のとおりとする。

- (1) 広報政策課は、ホームページ編集に係るシステムの管理責任を負う。
- (2) 各課は、ホームページ編集担当者を正副1名ずつ配置し、コンテンツを作成する。
- (3) 各課は、作成したコンテンツを承認者たる各所属長の決裁を経て公開するものとし、その掲載責任は各所属長が負うものとする。

(HPの活用)

第3条 各所属長は所管する事務について本市HPを活用した情報提供に積極的に取り組まなければならない。

(コンテンツの作成基準)

第4条 コンテンツの作成基準については、別途定める。

(禁止事項)

第5条 コンテンツについて、公序良俗に反するもの等、各所属長が不適切と認めるものは禁止する。

(公開中止及び改善通知)

第6条 公開されたコンテンツについて、本規定の趣旨に反するものと広報政策課が判断したときは、コンテンツの公開を中止し、コンテンツを公開した各所属長に対して改善通知を行うことができる。

(その他)

第7条 その他、本市HPの管理運営に関して必要な事項は、別途定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。